

市政情報出前講座実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市民の市政に関する理解と関心を深めるとともに、市民参加によるまちづくりを推進するため、市民等により構成される団体（以下「団体」という。）からの申し込みを受け、団体が主催する集会等（以下「集会」と略称する。）に市職員を講師として派遣し、市行政の各分野についての情報を提供する宇部市市政情報出前講座（以下「講座」と略称する。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(講座内容)

第2条 講座の内容は、毎年度市長が別に定め、広報紙への掲載等により市民に周知するものとする。

(対象)

第3条 講師の派遣を受けることができるのは、原則として市内に在住、在勤または在学する10人以上の者から成る団体とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(開催時間および場所)

第4条 講座の開催時間は、午前9時から午後9時までの間とし、1講座当り2時間以内とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 講座の開催場所は、市内とし、その会場については、原則として、集会を主催する団体が確保するものとする。

(申し込み)

第5条 集会への市職員の派遣を希望する団体の代表者は、集会を開催しようとする日の3か月前から2週間前までに、市長へ申し込まなければならない。

(職員派遣の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、職員派遣の可否を決定し、速やかに当該申込みをした団体へ通知するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の決定通知に条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、集会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該集会への職員の派遣を行わない。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 政治的、宗教的または営利的活動の場として利用されるおそれがあるとき。
- (3) 講座の趣旨、目的に反すると認められるとき。

(届出)

第8条 第6条の規定による決定通知を受けた後において次の各号のいずれかの事由があるときは、講座申込団体は、速やかに市長へ届け出なければならない。

- (1) 第5条の規定により申し込んだ内容を変更しようとするとき。
- (2) 集会への市職員の派遣依頼を取り消そうとするとき。

(費用の負担)

第9条 講座への市職員の派遣に要する費用は、無料とする。ただし、講座の開催のため資料代等の費用が必要な場合は、当該費用は講座申込団体の負担とする。

(庶務)

第10条 講座の実施に関する庶務は、市民環境部市民活動課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、講座について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。